

## 小竹町監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び小竹町監査規程（昭和28年小竹町規程第4号）第8条第2項の規定により、令和2年度定期監査の結果を下記のとおり公表する。

令和2年12月1日

小竹町監査委員 立 川 や よ い  
小竹町監査委員 廣 瀬 正 子

## 記

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の対象

財務に関する事務の執行状況が法令等に則り適正に処理されているかを主眼とし、特に補助金等の交付事務について監査を行った。

#### (2) 監査の実施日

令和2年11月9日

#### (3) 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、事前調査により提出された調書に基づいて監査手続を実施した。

### 2 監査の結果

監査の結果、いずれの対象も概ね適正に執行されているものと認められた。なお、監査における意見を以下のとおりそれぞれ述べる。

(1) 分団運営補助金については算定基準を設けているが、要綱等で定めた上で運用すべきと考える。また、実績報告時には、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類等を添付させ、審査した上で補助金の額を確定させること。

(2) 成人式運営補助金については、成人式実行委員会におけるすべての収入である。したがって、余剰金が生じた場合は速やかに町に返還させるべきものであるため、適切に運用すること。

最後に、補助金等は本町の貴重な一般財源を措置しているものが多く、例年恒常的に補助することなく、その必要性や補助対象経費について、不断の検証、見直しを重ねていただきたい。

また、補助金等の交付の申請及び実績報告においては、当該補助事業が各規定に違反しないか、金額の算定に誤りがないか等慎重に審査した上、補助対象経費の透明化に努め、適正な事務を執られたい。